

随 意 契 約 結 果 書

契 約 年 月 日	平成24年3月28日
契 約 業 者 名	三菱ビルテクノサービス(株)
契約業者の住所	東京都荒川区荒川7-19-1
工 事 の 名 称	大鳴門橋主塔エレベータ整備
工 事 場 所	大鳴門橋主塔(3P、4P)
工 事 種 別	保全施設工事
工 事 概 要	本整備は、大鳴門橋主塔に設置しているエレベータの整備を行うものである
工 期 (自)	平成24年3月29日
工 期 (至)	平成25年1月11日
契 約 金 額	58,485,000円 (税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税抜き)	56,538,000円
随意契約の相手方の選定理由	<p>本整備は、大鳴門橋の主塔エレベータにおいて、設備の機能、性能及び安全性を確保するために、電動機、制御盤等を更新し試運転調整を実施するものである。</p> <p>当該設備は三菱電機(株)製であり、上記業者は三菱電機(株)製のエレベータの設置、点検、検査、部分整備、修繕等を専門に実施する業者であり、国内の同様なエレベータの工事及び点検において多くの施工実績を有している。</p> <p>本整備を円滑、安全及び確実に施工するためには、以下の履行条件を満足する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該エレベータの構造と機能を熟知していること。 ②当該エレベータの構成機器、交換部品等の製作または調達が容易に可能であること。 ③当該エレベータの機器更新、部品交換、試運転調整、検査等を実施するための専門知識、実務経験を有する技術者を配置できること。 ④当該エレベータの工事等で十分な安全管理等を行うことができ、橋梁塔内エレベータの工事等の実績を有していること。 <p>上記業者は以上の履行条件を満足し、本整備を施工可能な唯一の業者である。</p> <p>従って、契約規程第4条第1項第1号及び契約事務細則第36条第1項第4号に基づき、上記業者と随意契約するものとする。</p>